

厚生労働大臣が定める揭示事項

<p>【入院基本料に関する事項】</p> <p>当院では一般病棟入院基本料5 10対1による看護を実施しております。</p> <p>1日に8人以上の看護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝 8時30分～夕方 16時30分 看護職員1名当たりの受け持ち患者数は5人以内です。 ・夕方 16時30分～夕方 0時30分 看護職員1名当たりの受け持ち患者数は10人以内です。 ・深夜 0時30分～ 朝 8時30分 看護職員1名当たりの受け持ち患者数は10人以内です。 <p>【入院時の食事療養】</p> <p>当院では入院時食事療養に関する特別管理の届出のもとに食事を提供しております。特別管理下では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食18時）、適温で提供しております。</p>	
【診療明細書の発行について】	<p>当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、自動精算機での領収書発行と同時に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。（医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。</p>
【個人情報保護方針について】	<p>当院では個人情報保護法及び関連法令に基づき、問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の個人情報は、別掲の利用目的以外には使用しません。</p>
【新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るとき取り扱いについて】	<p>新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上経過していなければいけません。</p> <p>他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。</p>
【金属床による総義歯の提供について】	<p>コバルトクロム床：330,000円</p> <p>チタン床：385,000円</p> <p>金床：550,000円</p>
【13歳未満のお子さまのう蝕予防について】	<p>う蝕に罹患しているお子様（13歳未満）にう蝕の指導管理とフッ素塗布等を行っております。</p> <p>フッ化物の塗布：1.う蝕多発傾向者 495円</p> <p>2.初期の根面う蝕罹患患者 360円</p> <p>3.エナメル質初期う蝕罹患患者 450円</p> <p>小窩裂溝填塞（シーラント）</p> <p>：1.複合レジン系 636円</p> <p>：2.ガラスアイオノマー系（標準型） 627円</p> <p>（自動練和型） 630円</p>
【先発医薬品（長期収載）の選定療養について】	<p>後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。</p> <p>先発医薬品を処方・調剤する医療上が必要であると認められる場合等は、特別の料金は発生しません。</p>